

## 「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第5章

個人情報保護監査研究会

### 第5章 法令、国が定める指針その他の規範

事業者は、法令順守のため、個人情報保護法、及び政令、並びに各省庁のガイドライン等を特定し参照することが求められます。法令等は、社会情勢の変化によって改正が行われますので、改正状況を確認し内部規程に反映していくことが必要です。

#### 5.1 法令、国が定める指針その他の規範の特定

個人情報保護管理者は、「3320 法令・指針・規範集」を自ら承認し、全従業員が常時閲覧できるよう共有ファイルサーバーに保管します。

法令・指針・規範集 [PMS3320/2012年7月1日更新] ⇨			
実施項目 ⇨	所管 ⇨	制定日 ⇨	最新改定日 ⇨
①⇨ 個人情報の保護に関する法律（2005/4/1全面施行）⇨	消費者庁⇨	2003/5/30⇨	2009/6/5⇨
②⇨ 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン⇨	経済産業省⇨	2004/10/22⇨	2009/10/9⇨
③⇨ 雇用管理における個人情報保護に関するガイドライン ⇨	厚生労働省⇨	2012/5/14⇨	－ ⇨
④⇨ 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について⇨	厚生労働省⇨	2004/10/29⇨	2012/6/11⇨
⑤⇨ 個人情報保護マネジメントシステムの要求事項（JIS Q 15001：2006）⇨	日本規格協会⇨	1999/4/2⇨	2006/5/20⇨
⑥⇨ JIS Q 15001:2006をベースにした個人情報保護マネジメント	日本情報経済	2006/9/1⇨	2010/9/17⇨

#### 5.2 法令、国が定める指針その他の規範の見直し

事業者は、個人情報保護にかかわる法令、規範等について、個人情報保護法を所管する消費者庁のホームページを閲覧し、そこに解説している法令等の改定状況を確認する必要があります。

※：消費者庁 HP <http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

#### 5.3 従業員への通知

個人情報保護管理者は、法令・規範等の改定があった場合、自社の事業にどのように影響するかの説明を含めて全ての従業員に法令・規範等の改定を通知し、法令順守を徹底する必要があります。従業員への通知は、回覧、メールなどで行い、「3320 法令・指針・規範集」は、全従業員がアクセスできる共有ファイルサーバー閲覧可能とするとよいでしょう。

次回は、「第6章 リスクなどの認識、分析及び対策」をご紹介します。> [目次へ](#)

個人情報保護監査研究会 <http://www.saa.or.jp/shibu/kojin.html>